

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	68 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	60 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	39 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	32 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から同年 9 月まで
申立期間の国民年金保険料については、妻が夫婦二人分の保険料を金融機関で納付したはずである。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、その妻が夫婦二人分の保険料を金融機関で納付したはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 51 年 9 月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間は国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、申立期間以外に未納が無い上、申立人が 6 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録では申立期間のうち昭和 63 年 9 月は未納と記録されているが、A 町の国民年金被保険者名簿では納付済みと記録されており、行政の記録管理に不備が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から52年3月まで

母が国民年金の加入手続をしてくれたが、当時、A職種の見習をしており、収入が少なかったため、保険料についても、母が納付してくれていた。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和50年4月から52年3月までの期間について、申立人は、その母が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、52年6月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、50年4月から52年3月までの期間は、保険料を納付できる期間である。

また、申立人は、その母が「国民年金に遡って加入することができたので、20歳から国民年金に加入していることになっているから。遡って納付もしておいたよ。」と言われた記憶があると申述している。

さらに、申立人は、申立期間を除くほかの期間の国民年金の保険料は納付済みであり、さらに、申立人の国民年金の保険料を納付していたとするその母は、申立期間を含め全期間納付済みである上、申立人の母が当該期間の保険料納付をできなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間のうち、昭和49年11月から50年3月までの期間について、申立人は、前記1と同様に国民年金の保険料を納付したと主張

しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は上記のとおり 52 年 6 月頃払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、当該期間の国民年金保険料を納付したとするその母は、既に他界しており、当該期間に係る保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から57年3月まで

私は、ねんきん特別便が来て未納期間があることが分かった。母が国民年金の加入手続を行い、集金に来た納税組合の方に毎月保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、その母が国民年金の加入手続を行い、納税貯蓄組合を通じて保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和57年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、55年1月から57年3月までは保険料を過年度納付することが可能な期間である。

また、その母は、遡って保険料をまとめて納付した記憶があると主張しているところ、A市では、社会保険事務所（当時）から納付書を預かっており、過年度納付書を発行していたとしていることから、申立人の申述には信憑性が認められる。

さらに、国民年金保険料を納付したとするその母の保険料は納付済みである上、申立人は、申立期間以降に未納は無く、平成5年9月から国民年金保険料を口座振替で納付しているなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられる上、当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間のうち昭和49年11月から54年12月までの期間について、申立人は、前記1と同様に国民年金保険料を納付したと主張して

いるが、申立人の国民年金手帳記号番号は上記のとおり 57 年 4 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から54年3月までの国民年金保険料及び55年1月から同年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から54年3月まで
② 昭和55年1月から同年3月まで

私は、ねんきん特別便で未納期間があることが分かった。私の夫が国民年金の加入手続きを行い、集金に来た市役所の方に国民年金保険料を納付した。また、申立期間②は付加保険料の届出を行った時から付加保険料も納付した記憶がある。申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その夫が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたと主張し、その夫は遡って保険料を納付した記憶があるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和55年1月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち52年10月から54年3月までの保険料は、過年度納付可能な期間である。

また、申立期間①は、申立人の国民年金保険料を納付したとするその夫の保険料は納付済みである上、その夫が、申立期間①の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち昭和50年4月から52年9月までは時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡

も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、国民年金付加保険料は届出を行った時から納付した記憶があるので、付加保険料を含む国民年金保険料を納付したと主張しているところ、A市の被保険者名簿の付加入欄には、「55.1.17」と、備考欄に括弧書きで「55.1.17」と記載されていることから、昭和55年1月17日に付加保険料の届出を行ったことが確認でき、申立期間②について、付加保険料を含む国民年金保険料を納付したとする申立人の主張に信憑^{びよう}性が認められる。

また、申立期間②前後の国民年金保険料は納付済みであり、保険料を納付したとするその夫の保険料は納付済みである上、3か月間と短期間である申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち昭和52年10月から54年3月までの国民年金保険料及び55年1月から同年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 女

基礎年金番号：

生 年 月 日： 昭和 26 年生

住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和 46 年 1 月から同年 6 月まで

私が 20 歳になった昭和 46 年に、父は私の国民年金の加入手続と保険料の納付をしていていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が申立人の国民年金の加入手続や保険料を納付してくれていたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 48 年 2 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である上、その父が 6 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、その父は、自身の国民年金保険料を完納している上、昭和 48 年からは付加保険にも加入しており、納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から46年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から46年5月まで

私は会社を退職後しばらくたった昭和46年頃、又は48年頃にA町役場で国民年金の加入手続を行った。その際、役場の窓口で遡って納付できる制度があることを知り、まとめて現金で納付したことを覚えている。私の手帳には、45年6月1日に国民年金に加入している記載があるので、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後しばらくたった昭和46年頃、又は48年頃にA町役場で国民年金の加入手続を行い、その際に、同町役場窓口で遡って納付できる制度があることを知り、まとめて現金で保険料を納付したことを覚えていると申し立てしているところ、申立人の所持する年金手帳の資格取得欄には、資格取得「昭和45年6月1日」と記載されているが、申立人に係る国民年金被保険者名簿（旧台帳）及びA町国民年金被保険者名簿では、申立人が46年6月1日に国民年金被保険者資格を取得している記録となっており、行政側の記録管理に不備が認められる。

また、A町国民年金被保険者名簿によると、申立人が、昭和50年12月8日に、第2回特例納付制度により46年6月から47年12月までの期間の保険料を納付していると記録されているが、前述のとおり申立人は45年6月に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間の保険料を特例納付したことを否定できない上、申立人が12か月と短期間である申立期間の保険料を特例納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金の加入期間に未納の期間は無く、付加年金に任意で加入するなど保険料の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から50年3月まで

私が20歳になった昭和49年頃、私の母がA区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、保険料は母が家族の分と一緒に郵便局や銀行等で納付してくれた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和49年頃、その母がA区役所で申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料はその母が家族の分と一緒に郵便局や銀行等で納付してくれていたと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、50年1月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は保険料の納付が可能な期間である上、申立人が13か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立期間に国民年金保険料と一緒に納付したとするその父及び母は保険料を納付している上、申立人は、申立期間以外に保険料の未納は無く、住所変更手続きも適切に行っていることから、保険料の納付意識は高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

私の国民年金は、父が昭和 52 年 8 月頃、A 市役所で加入手続きを行い、保険料も父が納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が昭和 52 年 8 月頃、A 市役所で申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料もその父が納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年 52 年 9 月頃に払い出されたものと推認され、このことからすると申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、国民年金と厚生年金保険との切替変更手続きを適切に行っており、国民年金制度に対する理解度及び保険料の納付意識は高かったと考えられる上、3 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 1 日から 45 年 6 月 1 日まで

現在、株式会社AのB支店（現在は、C株式会社D支店）での厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金を受け取ったという記録になっているが、私は脱退手当金を受け取った記憶が無いので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した約5か月後の昭和38年3月6日に、申立期間前に勤務していたE株式会社において払い出された厚生年金保険被保険者番号に株式会社Aで払い出された手帳記号番号を重複取消処理しているにもかかわらず、E株式会社の期間が支給されていないことは事務処理上不自然である。

また、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額（5万286円）と365円相違しているが、その原因は不明である。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月 5 日から 35 年 11 月 21 日まで
② 昭和 38 年 3 月 11 日から 41 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 43 年 9 月 11 日から 44 年 1 月 25 日まで
④ 昭和 44 年 3 月 1 日から同年 7 月 20 日まで

平成 22 年 9 月頃に年金事務所からはがきが来て、脱退手当金を受給したことを知ったが、当時、脱退手当金のことを知らなかったし、受給した記憶も無い。また、脱退手当金を受給したことになっている会社とそうでない会社があるが、自分では全て一つの保険として保険料を納付してきたつもりなので、納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間②よりも前の株式会社Aに係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、当該期間と申立期間を併せて5回の被保険者期間のうち、2番目に長い被保険者期間(27か月)を失念するとは考え難い上、この5回の厚生年金保険被保険者期間は全て同一の被保険者台帳記号番号となっており、申立人は「自分はいずれの会社でも全て一つの保険として保険料を納付してきた。」と供述していることから、未請求の期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額(2万7,150円)と2,051円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 1 日から 39 年 4 月 14 日まで
現在、A株式会社での厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金を受け取ったという記録になっているが、私は脱退手当金を受け取った記憶が無いので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、2回の被保険者期間のうち最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿、健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は、旧姓のままであることが確認できることを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 39 年 5 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は申立事業所を資格喪失した 11 か月後に国民年金に加入し、国民年金保険料を申立事業所を資格喪失した月から納付していることを踏まえると、申立人は申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたことがうかがえる上、支給されたとする額は、法定支給額(3,000円)と960円相違しており、その原因は不明である。

加えて、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日から、適用

事業所でなくなった日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した女性のうち脱退手当金の受給資格者は申立人を含めて 16 人確認できるところ、脱退手当金の支給記録が確認できるのは 3 人のみであることを踏まえると、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成14年4月から同年9月までは38万円、同年10月は41万円、同年11月から15年1月までは38万円、同年2月及び同年3月は41万円、同年4月は38万円、同年5月及び同年6月は41万円、同年7月は38万円、同年8月は41万円、同年9月及び同年10月は38万円、同年11月は50万円、同年12月から16年4月までは38万円、同年5月及び同年6月は41万円、同年7月から17年3月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年4月1日から17年4月1日まで
株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与と比較して低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の一部（平成15年11月～16年5月分）の給与明細書及び株式会社Aから提出された申立人の申立期間に係る賃金台帳に基づく資料から、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び

厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び当該会社から提出された賃金台帳に基づく資料から、平成14年4月から同年9月までは38万円、同年10月は41万円、同年11月から15年1月までは38万円、同年2月及び同年3月は41万円、同年4月は38万円、同年5月及び同年6月は41万円、同年7月は38万円、同年8月は41万円、同年9月及び同年10月は38万円、同年11月は50万円、同年12月から16年4月までは38万円、同年5月及び同年6月は41万円、同年7月から17年3月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、経理責任者（事業主の妻）は、「実際の給与より低い報酬月額を届け出た。」と供述していることから、事業主は、給与明細書及び賃金台帳に基づく資料で確認できる保険料控除額に基づく報酬月額を届け出ておらず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 30 日から 40 年 3 月 31 日まで
年金事務所の記録では、株式会社Aを辞めた後に、脱退手当金を受け取ったことになっているが、これは誤りであるので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人が初めて就職した事業所に係る被保険者期間はその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が当該被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、当時、株式会社Aの顧問を務めていた税理士事務所は、退職する従業員に脱退手当金の説明をしたり、代理で脱退手当金の請求手続きをしたりはしていない旨供述していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から5年2月1日まで

厚生年金の記録では、株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が当初47万円だったところ、12万6,000円に減額されていた。このようなことが行われていたことをねんきん定期便で初めて知ったので、減額前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初申立人が主張する47万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年3月9日より後の同年7月7日付けで、申立期間の標準報酬月額を平成3年8月1日に遡って12万6,000円に訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、期間は異なるものの平成5年7月7日付けで、申立人の複数の同僚についても申立人と同様に遡って標準報酬月額の減額処理がなされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的理由は見当たらず、申立期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成10年11月から11年6月までは20万円、同年7月は26万円、同年8月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 11 月から 11 年 8 月まで
年金記録確認A地方第三者委員会より、株式会社Bに勤務していたときの、当時の給与額と年金記録に相違があると連絡を受けたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる申立人の保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、株式会社Bに係る給料支払明細書において確認できる保険料控除額により、平成10年11月から11年6月までは20万円、同年7月は26万円、同年8月は20万円に訂正することが必要と認められる。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標

準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月1日から7年3月1日まで
② 平成7年3月1日から同年7月1日まで

株式会社Aにおいて、標準報酬月額の訂正処理が行われた当時、細部の説明は無かったが、会社が経営不振で資金繰りに苦労しているとは聞いていた。ワンマン社長だったために、私を含めた当時の役員数名は、経営に参画しておらず、給与の遅配、給与明細の支給額と入金額の相違、ほかに個人の資産からの会社への持出し金の強要までされていた。給与・賞与・退職金の未払分及び個人の持出し金は、その後支払われることは無かった。平成21年12月に当時の取締役だったB氏が、標準報酬月額が大幅に減額されている申立てを年金記録確認第三者委員会に行い、私の所に当時の状況、情報提供のアンケートが届き回答している。後日、B氏より申立てが認められたとの連絡があったので、私の標準報酬月額についても、同様に減額されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、株式会社Aに係る滞納処分票及びオンライン記

録によると、同社は、平成4年8月頃から厚生年金保険料を滞納しはじめ、年々滞納額が増加していった。7年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日後の同年3月2日付けで、申立人の標準報酬月額が、5年4月まで遡って53万円から9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、法人登記簿謄本によると、申立人は、同社取締役であることが確認できるが、同僚役員が、「申立人は、製造現場の責任者であり工場長のような立場だったので、社会保険関係には全く関与しておらず、社会保険関係の届出等は事業主である社長が行っていた。」と供述していることから、申立人は、社会保険関係業務に関する権限を有していなかったと認められる。

さらに、申立人から提出された平成5年3月分から7年2月分までの給与明細書によると、申立人は、減額訂正前の標準報酬月額53万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、事業主が当初社会保険事務所に届け出た53万円に訂正することが必要である。

- 2 申立人は、申立期間②に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間②について、法人登記簿謄本から、株式会社C（平成8年2月*日にDに名称変更）の取締役であることが確認できる同僚が、「自分は、Aでは現場従業員であったが、Aの社長に頼まれて借金の保証人となったので、のちにDの取締役となった。Aは、バブルがはじけて以降急速に資金繰りが悪くなり、Aでは資金が借りられなくなったので、社長がDを作った。」と供述しており、オンライン記録によると、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった7年3月1日付けで、被保険者資格を喪失した申立人を含む同社役員及び従業員47人のうちほぼ全員の44人が、同日付けで株式会社Cの被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、株式会社Cにおける資格取得時の標準

報酬月額は、株式会社Aにおける資格喪失時の標準報酬月額よりもかなり低額となっている従業員が多数いることが確認できる。

また、法人登記簿謄本によると、申立人は、平成7年3月*日まで株式会社Cの監査役であることが確認できるものの、同社に係る滞納処分票によると、同社については、申立人が退職した後の平成8年3月まで保険料の滞納が無いことが確認できる上、複数の同僚が、「社会保険関係の届出等は事業主である社長が行っていた。」と供述している。

さらに、申立人が提出した平成7年3月分から同年7月分までの給与明細書によると、オンライン記録の資格取得時の標準報酬月額 20 万円を超える報酬月額 (51 万 4,000 円) の支払を受け、標準報酬月額 53 万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

以上のことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書で確認できる報酬月額から、50 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を昭和61年5月から62年5月までは15万円、同年6月から同年9月までは12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年2月27日から同年3月10日まで
② 昭和61年3月10日から同年5月1日まで
③ 昭和61年5月1日から62年10月1日まで
④ 昭和62年10月1日から平成5年7月1日まで
⑤ 平成5年7月1日から同年8月1日まで

年金事務所から、有限会社Aに勤務していたときの厚生年金保険の標準報酬月額について問い合わせがあった。

この会社に勤めた日からの給与支払明細書等を所持しているが、当時、受け取っていた給与と厚生年金保険の標準報酬月額の間には、大きな差異があるので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③について、申立人が提出した有限会社Aに係る給与支払明細書等により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和61年5月から62年5月までは15万円、同年6月から同年9月までは12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の給与支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間⑤について、上述の給与支払明細書等により、申立人は、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支払明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立人は、申立期間②及び④に係る標準報酬月額の相違についても申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

しかしながら、申立期間②について、上述の給与支払明細書等により、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、申立期間④について、当該明細書等によると、昭和62年11月から平成5年7月まで69か月の給与において、事業主により控除されていた保険料額は全ての月において同一額の7,812円であり、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額は11万円から12万6,000円までの範囲内であることから、オンライン記録における当該期間に係る標準報酬月額を下回っており、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②及び④について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

4 申立期間①について、前述の給与支払明細書等から、申立人が当該期間において、有限会社Aに勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業主は「保険料は、翌月の給与から控除していた。」としているところ、申立人が提出した昭和61年3月分の当該明細書等によると、保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は46万4,000円に、申立期間②及び③を45万3,000円に、申立期間④を44万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月1日
② 平成19年12月1日
③ 平成20年7月1日
④ 平成20年12月1日

株式会社Aから支給された平成19年7月から20年12月までの賞与について、保険料が控除されているにもかかわらず、事業所の届出遅れにより厚生年金保険の年金額に反映されない記録となっている。正しい標準賞与額の記録として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与明細書から、申立人は、株式会社Aから賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人

の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は46万4,000円に、申立期間②及び③を45万3,000円に、申立期間④を44万3,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①から③までの期間を70万円に、申立期間④及び⑤を68万3,000円に、申立期間⑥及び⑦を66万6,000円に、申立期間⑧及び⑨を65万円に、申立期間⑩及び⑪を63万4,000円に、申立期間⑫を62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月1日
② 平成15年12月1日
③ 平成16年7月1日
④ 平成16年12月1日
⑤ 平成17年7月1日
⑥ 平成17年12月1日
⑦ 平成18年7月1日
⑧ 平成18年12月1日
⑨ 平成19年7月1日
⑩ 平成19年12月1日
⑪ 平成20年7月1日
⑫ 平成20年12月1日

株式会社Aから支給された平成15年7月から20年12月までの賞与について、保険料が控除されているにもかかわらず、事業所の届出遅れ

により厚生年金保険の年金額に反映されない記録となっている。正しい標準賞与額の記録として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与明細書から、申立人は、株式会社Aから賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①から③までの期間を70万円に、申立期間④及び⑤を68万3,000円に、申立期間⑥及び⑦を66万6,000円に、申立期間⑧及び⑨を65万円に、申立期間⑩及び⑪を63万4,000円に、申立期間⑫を62万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和41年5月21日に訂正し、同年4月の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月29日から同年5月21日まで
年金記録を確認したところ、申立期間の年金記録が空白になっていることが分かった。A株式会社から同社の製品の販売会社であった株式会社Cに出向となったが、給与はA株式会社から受けていたと記憶している。系列の会社への異動であり、空白期間があることに納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、A株式会社において昭和41年4月29日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同年5月21日に株式会社Cにおいて資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人が提出した「D株式会社（現在は、B株式会社）取締役退職金について」（D株式会社経理部長名昭和55年6月20日付け）の記載内容及び同僚の供述から、申立人が申立期間においてA株式会社に継続勤務（41年5月21日から株式会社Cに出向）していたことが認められる。

また、複数の同僚は「A株式会社から各系列会社に出向した場合、年金記録も継続しているはず、保険料はA株式会社において一元的に控除していたと思う。」旨の回答をしているところ、当該事業所の系列会社間の異動が確認できる同僚14人の年金記録に空白は確認できない。

加えて、当該事業所の事業主は、「関係資料が保管されていないので、申立期間当時の系列会社間の異動時における取扱いの規則、慣例的な取扱いについては不明であるが、申立人は、継続して当社の社員として勤務していた。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格喪失前の申立人の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格喪失日が雇用保険被保険者記録の離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が昭和41年4月29日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額については、当該期間のうち、平成2年3月から同年9月までは41万円、同年10月から3年9月までは53万円、同年10月から同年12月までは47万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日は平成4年2月18日であると認められることから、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、申立期間のうち平成4年1月の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月1日から4年2月18日まで
株式会社AにB職として勤務していた期間のうち、平成2年3月1日から4年1月31日までの標準報酬月額が事実と相違しているので正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年3月から同年9月までは41万円、同年10月から3年9月までは53万円、同年10月から同年12月までは47万円と記録されていた。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成4年1月31日より後の同年2月17日において、申立人を含む複数の従業員の標準報酬月額が遡って訂正されており、申立人の場合、平成2年3月から3年9月までは34万円、同年10月から同年12月までは41万円に訂正されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、当該処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、当該期間のうち、平成2年3月から同年9月までは41万円、同年10月から3年9月までは53万円、同年10月から同年12月までは47万円とすることが必要と認められる。

また、申立人に係る雇用保険の記録では、離職日が平成4年7月22日となっていることから、申立期間を含め、申立人が同日まで同社に勤務していたことが確認できる。

一方、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所であった期間は、申立人の被保険者期間と同じ平成4年1月31日までであるが、当該資格喪失処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年1月31日以降の同年2月18日であることが確認できる上、商業登記簿により、当該喪失処理日において同社は法人格を有していたことが確認できることから、同日までの期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の資格喪失日に係る有効な記録処理があったとは認められないことから、申立人の当該事業所における被保険者資格の喪失日に係る記録を平成4年2月18日とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、平成4年1月の標準報酬月額については、上記による訂正後の平成3年12月のオンライン記録から47万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務所における資格喪失日に係る記録を昭和64年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年12月31日から64年1月1日まで
ねんきん定期便で知ったが、オンライン記録では、A事務所の資格喪失日が昭和63年12月31日となっているが、実際は同年12月31日に退職した。保険料控除の確認できる給与明細書及び同年12月の保険料納付した領収書を提出するので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所から事務を継承したB事務所から提出された人事異動通知書、申立人から提出された給与明細書及びA事務所長押印の納入通知書兼領収書等から判断すると、申立人が同事務所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料(標準報酬月額19万円相当)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の資格喪失日の前月の昭和63年11月の標準報酬月額のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付する義務の履行については、事業主が、昭和63年12月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知

を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年6月27日、17年6月28日、18年6月27日及び19年6月26日は150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日
② 平成17年6月28日
③ 平成18年6月27日
④ 平成19年6月26日

株式会社Aにおいて、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届け出ていなかったため、保険料として納付されていない。同社は、その後、賞与の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、150万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る申立期間の賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年6月27日、17年6月28日、18年6月27日及び19年6月26日は150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日
② 平成17年6月28日
③ 平成18年6月27日
④ 平成19年6月26日

株式会社Aにおいて、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届け出ていなかったため、保険料として納付されていない。同社は、その後、賞与の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、150万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る申立期間の賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年6月28日、18年6月27日及び19年6月26日は150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月28日
② 平成18年6月27日
③ 平成19年6月26日

株式会社Aにおいて、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届け出ていなかったため、保険料として納付されていない。同社は、その後、賞与の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険

給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、150万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る申立期間の賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年6月28日、18年6月27日及び19年6月26日は150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年6月28日
② 平成18年6月27日
③ 平成19年6月26日

株式会社Aにおいて、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届け出ていなかったため、保険料として納付されていない。同社は、その後、賞与の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険

給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、150万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る申立期間の賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年6月27日、17年6月28日、18年6月27日及び19年6月26日は150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日
② 平成17年6月28日
③ 平成18年6月27日
④ 平成19年6月26日

株式会社Aにおいて、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届け出ていなかったため、保険料として納付されていない。同社は、その後、賞与の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、150万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る申立期間の賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月3日、17年6月30日、同年12月5日、18年6月30日、同年12月5日、19年6月29日及び同年12月5日は150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月3日
② 平成17年6月30日
③ 平成17年12月5日
④ 平成18年6月30日
⑤ 平成18年12月5日
⑥ 平成19年6月29日
⑦ 平成19年12月5日

株式会社Aにおいて、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届け出ていなかったため、保険料として納付されていない。同社は、その後、賞与の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間

に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、150万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る申立期間の賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月3日、17年6月30日、同年12月5日、18年6月30日、同年12月5日、19年6月29日及び同年12月5日は150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月3日
② 平成17年6月30日
③ 平成17年12月5日
④ 平成18年6月30日
⑤ 平成18年12月5日
⑥ 平成19年6月29日
⑦ 平成19年12月5日

株式会社Aにおいて、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届け出ていなかったため、保険料として納付されていない。同社は、その後、賞与の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金の給付に反映されない記録となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間

に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、150万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る申立期間の賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月3日、17年6月30日、同年12月5日、18年6月30日、同年12月5日及び19年6月29日は150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月3日
② 平成17年6月30日
③ 平成17年12月5日
④ 平成18年6月30日
⑤ 平成18年12月5日
⑥ 平成19年6月29日

株式会社Aにおいて、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届け出ていなかったため、保険料として納付されていない。同社は、その後、賞与の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主に

より賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、150万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る申立期間の賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年6月27日は150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月27日

株式会社Aにおいて、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届け出ていなかったため、保険料として納付されていない。同社は、その後、賞与の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、150万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る申立期間の賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月3日、17年6月30日、同年12月5日、18年6月30日及び同年12月5日は150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月3日
② 平成17年6月30日
③ 平成17年12月5日
④ 平成18年6月30日
⑤ 平成18年12月5日

株式会社Aにおいて、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届け出ていなかったため、保険料として納付されていない。同社は、その後、賞与の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、150万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る申立期間の賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年6月27日、17年6月28日、18年6月27日及び19年6月26日は150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日
② 平成17年6月28日
③ 平成18年6月27日
④ 平成19年6月26日

株式会社Aにおいて、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届け出ていなかったため、保険料として納付されていない。同社は、その後、賞与の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、150万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る申立期間の賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年6月27日、17年6月28日、18年6月27日及び19年6月26日は150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日
② 平成17年6月28日
③ 平成18年6月27日
④ 平成19年6月26日

株式会社Aにおいて、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届け出ていなかったため、保険料として納付されていない。同社は、その後、賞与の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、150万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る申立期間の賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年6月29日は122万2,000円に、同年12月5日を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月29日
② 平成19年12月5日

株式会社Aにおいて、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届け出ていなかったため、保険料として納付されていない。同社は、その後、賞与の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る

厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、申立期間①は 122 万 2,000 円に、申立期間②は 150 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る申立期間の賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年6月27日は150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月27日

株式会社Aにおいて、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届け出ていなかったため、保険料として納付されていない。同社は、その後、賞与の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、150万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る申立期間の賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月3日、17年6月30日、同年12月5日、18年6月30日及び同年12月5日は150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月3日
② 平成17年6月30日
③ 平成17年12月5日
④ 平成18年6月30日
⑤ 平成18年12月5日

株式会社Aにおいて、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届け出ていなかったため、保険料として納付されていない。同社は、その後、賞与の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、150万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る申立期間の賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和48年10月19日、資格喪失日は49年10月19日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を上記のとおりとすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和48年10月から49年6月までの期間は6万円、同年7月から同年9月までの期間は8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から49年10月31日まで
株式会社Aに勤務した申立期間に、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿では、申立人は、昭和48年10月19日に資格を取得し、同年11月24日に資格取得の取消をされていることが確認できる。

しかしながら、上記事業所別被保険者名簿では、資格取得の取消を行った昭和48年11月24日以後の49年4月に申立人の氏名が変更され、同年7月に標準報酬月額が8万円に改定された記載があることから、社会保険事務所（当時）における年金記録の管理が不適切であったと認められる。

また、株式会社Aが申立期間当時加入していたB組合提出の申立人に係る健康保険被保険者記録では、申立人は、昭和48年10月19日に資格を取得し、49年10月19日に資格を喪失しており、当該期間の標準報酬月額は48年10月から49年6月までは6万円、同年7月から同年

9月までは8万円であることが確認できる。

さらに、申立人の雇用保険被保険者記録では、昭和48年10月19日に資格を取得し、49年11月1日に離職しており、複数の同僚も期間の特定はできないものの1年ほど勤務していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、株式会社Aの事業主は、申立人が昭和48年10月19日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、49年10月19日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったとすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記のB組合での申立人に係る健康保険被保険者記録から、昭和48年10月から49年6月までの期間は6万円、同年7月から同年9月までの期間は8万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和48年10月1日から同年10月18日までの期間及び49年10月19日から同年10月31日までの期間について、申立事業所を合併統合している株式会社Cは、申立期間当時の申立人の厚生年金保険の適用等の資料は保存しておらず、申立人の当該期間の勤務実態及び保険料控除は不明としており、同僚からも当該期間に係る勤務実態や保険料控除について供述を得られない。

また、B組合の申立人に係る健康保険被保険者記録では、申立人が当該期間に被保険者であった記録とはなっていない。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格喪失日は、昭和43年12月10日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①のうち昭和43年8月及び同年9月の標準報酬月額は3万3,000円、同年10月及び同年11月の標準報酬月額は3万9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月31日から44年12月31日まで
② 昭和59年11月21日から61年1月1日まで

申立期間①はA株式会社に、申立期間②はB株式会社に勤務していたので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間①のうち昭和43年12月20日までA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和43年8月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、当該喪失処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月10日より後の同年12月23日付けで行われていることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿から、申立人と同日の昭和43年12月23日付けで、遡って資格の喪失の処理がなされている者が11人確認できる。

加えて、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿から、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚に照会したところ、そのうちの一人から、申立人と一緒に昭和43年12月まで同社に勤務していたとする供述が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和43年8月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年12月10日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、当該喪失処理前の記録から昭和43年8月及び同年9月の標準報酬月額は3万3,000円、同年10月及び同年11月の標準報酬月額は3万9,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①のうち昭和43年12月10日から44年12月31日までの期間について、適用事業所名簿によると、A株式会社は、43年12月10日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、商業登記簿によると、A株式会社は既に解散し、同社の元事業主は既に他界しており、元役員は、申立人の当時の勤務実態を確認できる労働者名簿等の資料及び当時の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料（賃金台帳等）は無いとしており、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間②について、適用事業所名簿によれば、B株式会社は、昭和60年10月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②の一部は適用事業所ではないことが確認できる。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立人のB株式会社に係る雇用保険の離職日は昭和59年11月20日であり、申立人は申立期間②のうち同年12月7日から60年1月19日までの期間について雇用保険の基本手当を受給し、同年1月21日付けでC株式会社において雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、商業登記簿によれば、B株式会社は既に解散し、オンライン記録によると、同社の元代表取締役は既に他界しており、元取締役は、申立人の当時の勤務実態を確認できる労働者名簿等の資料及び当時の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料（賃金台帳等）は無いとして、同僚からも申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について供述を得られない。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち昭和 43 年 12 月 10 日から 44 年 12 月 31 日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 12 年 4 月 1 日まで
株式会社Aに平成 10 年 4 月 21 日から 12 年 3 月 31 日までB部長として勤務し、給与月額は全期間約 57 万円であった。

しかし、平成 10 年 10 月から退職するまでの標準報酬月額が半額以下の 20 万円又は 22 万円になっている。当時の銀行預金通帳及び源泉徴収票を所持しているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録では、平成 10 年 10 月から 11 年 9 月までが 20 万円、同年 10 月から 12 年 3 月までが 22 万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間に減給はなされていないと主張しており、株式会社Aの社会保険担当取締役は、「当該期間に保険料を控除されていたかについて確認できる資料は無いものの、申立期間に申立人の給与を半額にしておらず、支給した給与に見合う額の社会保険料を控除していた。」と供述している。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は株式会社Aで被保険者資格を取得した平成 10 年 4 月から同年 9 月までの間は 56 万円であるのに対し、申立期間のうち 10 年 10 月から 11 年 9 月までが 20 万円、同年 10 月から 12 年 3 月までが 22 万円と申立期間前と比べ低額である上、

申立人が提出した平成 11 年度の市県民税課税明細書（10 年度の源泉徴収票に相当）及び平成 11 年度の給与所得の源泉徴収票から、申立期間の社会保険料控除額は、減額される前（10 年 4 月から同年 9 月までの期間）の標準報酬月額に相当する社会保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人が提出した銀行預金通帳に記載された申立期間各月の給与振込額によると、平成 10 年 4 月から同年 9 月までの期間の振込額の平均額と申立期間の振込額の平均額は、いずれも標準報酬月額 56 万円に相当する額となっている。加えて、12 年 3 月 31 日付け離職に係る雇用保険受給資格者証によると、離職時賃金月額は 57 万 1,410 円であり、標準報酬月額 56 万円に相当している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（56 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は申立に係る関連資料が保存されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和26年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、26年4月から同年9月までは4,500円、同年10月から28年8月までは6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年4月1日から28年9月1日まで

A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、当該期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された在籍期間証明書及び社員名簿並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人がA株式会社に昭和26年4月1日から勤務していたことが認められる。

また、B株式会社によると、申立人はA株式会社の正社員であり、正社員については入社時から厚生年金保険に加入させていたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の当該期間に係る社会保険事務所（当時）の記録から、昭和26年4月から同年9月までは4,500円、同年10月から28年8月までは6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の提出

が遅延したとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年4月から28年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は16万円に、申立期間②は10万円に、申立期間③は24万円に、申立期間④は25万2,000円に、申立期間⑤は22万4,000円に、申立期間⑥は16万8,000円に、申立期間⑦は11万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月12日
② 平成17年12月14日
③ 平成18年7月11日
④ 平成18年10月30日
⑤ 平成19年7月10日
⑥ 平成19年10月30日
⑦ 平成20年7月10日

株式会社Aから各申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間①は16万円、申立期間②は10万円、申立期間③は24万円、申立期間④は25万2,000円、申立期間⑤は22万4,000円、申立期間⑥は16万8,000円、

申立期間⑦は 11 万 2,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して怠ったとしていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は各申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は30万円に、申立期間②は20万円に、申立期間③は27万円に、申立期間④は36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月12日
② 平成17年12月14日
③ 平成18年7月11日
④ 平成18年10月30日

株式会社Aから各申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間①は30万円、申立期間②は20万円、申立期間③は27万円、申立期間④は36万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して怠ったとしていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付し

ていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は各申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は17万5,000円に、申立期間②は10万円に、申立期間③は7万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月12日
② 平成17年12月14日
③ 平成18年7月11日

株式会社Aから各申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間①は17万5,000円、申立期間②は10万円、申立期間③は7万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して怠ったとしていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は各申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を18万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月12日

株式会社Aから申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間に18万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して怠ったとしていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は20万円に、申立期間②は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月12日
② 平成17年12月14日

株式会社Aから各申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間①は20万円、申立期間②は15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して怠ったとしていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は6万円に、申立期間②は3万円に、申立期間③は16万8,000円に、申立期間④は24万2,000円に、申立期間⑤は12万1,000円に、申立期間⑥及び⑦は13万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月12日
② 平成17年12月14日
③ 平成18年7月11日
④ 平成18年10月30日
⑤ 平成19年7月10日
⑥ 平成19年10月30日
⑦ 平成20年7月10日

株式会社Aから各申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間①は6万円、申立期間②は3万円、申立期間③は16万8,000円、申立期間④は24万2,000円、申立期間⑤は12万1,000円、申立期間⑥及び⑦は13万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控

除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して怠ったとしていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は各申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は27万円に、申立期間②は3万円に、申立期間③は30万6,000円に、申立期間④は54万円に、申立期間⑤及び⑥は27万円に、申立期間⑦は34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月12日
② 平成17年12月14日
③ 平成18年7月11日
④ 平成18年10月30日
⑤ 平成19年7月10日
⑥ 平成19年10月30日
⑦ 平成20年7月10日

株式会社Aから各申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間①は27万円、申立期間②は3万円、申立期間③は30万6,000円、申立期間④は54万円、申立期間⑤及び⑥は27万円、申立期間⑦は34万円の標準賞

与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して怠ったとしていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は各申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は20万8,000円に、申立期間②は13万円に、申立期間③は23万4,000円に、申立期間④は36万4,000円に、申立期間⑤は28万円に、申立期間⑥は36万4,000円に、申立期間⑦は29万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月12日
② 平成17年12月14日
③ 平成18年7月11日
④ 平成18年10月30日
⑤ 平成19年7月10日
⑥ 平成19年10月30日
⑦ 平成20年7月10日

株式会社Aから各申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間①は20万8,000円、申立期間②は13万円、申立期間③は23万4,000円、申立期間④は36万4,000円、申立期間⑤は28万円、申立期間⑥は36万

4,000 円、⑦は 29 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して怠ったとしていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は各申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は14万7,000円に、申立期間②は10万円に、申立期間③は21万6,000円に、申立期間④は28万8,000円に、申立期間⑤は22万5,000円に、申立期間⑥は20万円に、申立期間⑦は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月12日
② 平成17年12月14日
③ 平成18年7月11日
④ 平成18年10月30日
⑤ 平成19年7月10日
⑥ 平成19年10月30日
⑦ 平成20年7月10日

株式会社Aから各申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間①は14万7,000円、申立期間②は10万円、申立期間③は21万6,000円、申立期間④は28万8,000円、申立期間⑤は22万5,000円、申立期間⑥は

20 万円、申立期間⑦は 10 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して怠ったとしていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は各申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は16万円に、申立期間②は10万円に、申立期間③及び④は23万4,000円に、申立期間⑤は21万6,000円に、申立期間⑥は16万2,000円に、申立期間⑦は10万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月12日
② 平成17年12月14日
③ 平成18年7月11日
④ 平成18年10月30日
⑤ 平成19年7月10日
⑥ 平成19年10月30日
⑦ 平成20年7月10日

株式会社Aから各申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間①は16万円、申立期間②は10万円、申立期間③及び④は23万4,000円、申立期間⑤は21万6,000円、申立期間⑥は16万2,000円、申立期間⑦は10

万 8,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して怠ったとしていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は各申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は20万7,000円に、申立期間②は10万円に、申立期間③は20万7,000円に、申立期間④は40万円に、申立期間⑤は24万3,000円に、申立期間⑥及び⑦は18万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月12日
② 平成17年12月14日
③ 平成18年7月11日
④ 平成18年10月30日
⑤ 平成19年7月10日
⑥ 平成19年10月30日
⑦ 平成20年7月10日

株式会社Aから各申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は申立期間①は20万7,000円、申立期間②は10万円、申立期間③は20万7,000円、申立期間④は40万円、申立期間⑤は24万3,000円、申立期間⑥及び⑦は18万

9,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して怠ったとしていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は各申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は15万4,000円に、申立期間②は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月12日
② 平成17年12月14日

株式会社Aから各申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間①は15万4,000円、申立期間②は10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して怠ったとしていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は両申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は17万円に、申立期間②は13万円に、申立期間③は25万円に、申立期間④は23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月12日
② 平成17年12月14日
③ 平成18年7月11日
④ 平成18年10月30日

株式会社Aから各申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間①は17万円、申立期間②は13万円、申立期間③は25万円、申立期間④は23万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して怠ったとしていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付し

ていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は各申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日

株式会社Aから申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間は3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して怠ったとしていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は15万円に、申立期間②は11万円に、申立期間③は21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年7月12日
② 平成17年12月14日
③ 平成18年7月11日

株式会社Aから各申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間①は15万円、申立期間②は11万円、申立期間③は21万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して怠ったとしていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は各申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は27万円に、申立期間②は17万円に、申立期間③は30万6,000円に、申立期間④は54万円に、申立期間⑤は33万円に、申立期間⑥は27万円に、申立期間⑦は24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月12日
② 平成17年12月14日
③ 平成18年7月11日
④ 平成18年10月30日
⑤ 平成19年7月10日
⑥ 平成19年10月30日
⑦ 平成20年7月10日

株式会社Aから各申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間①は27万円、申立期間②は17万円、申立期間③は30万6,000円、申立期間④は54万円、申立期間⑤は33万円、申立期間⑥は27万円、申立期間⑦

は 24 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して怠ったとしていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は各申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は35万5,000円に、申立期間②は30万円に、申立期間③は27万円に、申立期間④は54万円に、申立期間⑤は33万円に、申立期間⑥は39万円に、申立期間⑦は33万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月12日
② 平成17年12月14日
③ 平成18年7月11日
④ 平成18年10月30日
⑤ 平成19年7月10日
⑥ 平成19年10月30日
⑦ 平成20年7月10日

株式会社Aから各申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間①は35万5,000円、申立期間②は30万円、申立期間③は27万円、申立期間④は54万円、申立期間⑤は33万円、申立期間⑥は39万円、申立期間⑦

は 33 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して怠ったとしていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は各申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は14万円に、申立期間②は16万円に、申立期間③は14万円に、申立期間④は9万円に、申立期間⑤は8万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月11日
② 平成18年10月30日
③ 平成19年7月10日
④ 平成19年10月30日
⑤ 平成20年7月10日

株式会社Aから各申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間①は14万円、申立期間②は16万円、申立期間③は14万円、申立期間④は9万円、申立期間⑤は8万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して怠

ったとしていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は各申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は24万円に、申立期間②は33万6,000円に、申立期間③及び④は25万円に、申立期間⑤は25万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月11日
② 平成18年10月30日
③ 平成19年7月10日
④ 平成19年10月30日
⑤ 平成20年7月10日

株式会社Aから各申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間①は24万円、申立期間②は33万6,000円、申立期間③及び④は25万円、申立期間⑤は25万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して怠

ったとしていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は各申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は14万円に、申立期間②は26万2,000円に、申立期間③は20万円に、申立期間④は16万8,000円に、申立期間⑤は21万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月11日
② 平成18年10月30日
③ 平成19年7月10日
④ 平成19年10月30日
⑤ 平成20年7月10日

株式会社Aから各申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間①は14万円、申立期間②は26万2,000円、申立期間③は20万円、申立期間④は16万8,000円、申立期間⑤は21万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して怠ったとしていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は各申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①及び②は19万8,000円に、申立期間③は12万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年10月30日
③ 平成20年7月10日

株式会社Aから各申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間①及び②は19万8,000円、申立期間③は21万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して怠ったとしていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は各申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は8万円に、申立期間②は4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 10 日
② 平成 19 年 10 月 30 日

株式会社Aから各申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間①は8万円、申立期間②は4万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して怠ったとしていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は両申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は10万円、申立期間②は3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 10 日
② 平成 19 年 10 月 30 日

株式会社Aから各申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間①は10万円、申立期間②は3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して怠ったとしていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は両申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は3万円、申立期間②は8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 10 月 30 日
② 平成 20 年 7 月 10 日

株式会社Aから各申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間①は3万円、申立期間②は8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して怠ったとしていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は両申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

株式会社Aから申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間に9万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して怠ったとしていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は17万円に、申立期間②は20万7,000円に、申立期間③は40万円に、申立期間④及び⑤は26万円に、申立期間⑥は38万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申 立 期 間 : ① 平成17年7月12日
② 平成18年7月11日
③ 平成18年10月30日
④ 平成19年7月10日
⑤ 平成19年10月30日
⑥ 平成20年7月10日

株式会社Aから各申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間①は17万円、申立期間②は20万7,000円、申立期間③は40万円、申立期間④及び⑤は26万円、申立期間⑥は38万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して怠ったとしていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は各申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は16万円に、申立期間②は10万円に、申立期間③は21万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月12日
② 平成17年12月14日
③ 平成18年7月11日

株式会社Aから各申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間①は16万円、申立期間②は10万円、申立期間③は21万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して怠ったとしていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は各申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から51年12月まで
申立期間について、私は、事業を営んでいたが経営が苦しく、私の妻の母から国民年金保険料を納付するための資金を借りて、A区役所又は同区役所B支所（現在は、A区役所C所）において納付した。申立期間については、全て保険料の納付済期間と理解していた。
申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、その妻の親から国民年金保険料の資金を借りて保険料を納付したとしている。しかしながら、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付時期、納付場所、納付金額等の保険料納付に関する具体的な申述が得られず、申立人に国民年金保険料の納付を熱心に勧めたとするその妻は既に他界していることから申述が得られず、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、所持する領収書から申立期間の保険料は納付済みではないかと主張するが、当該領収証書を精査した結果、申立期間以外の保険料納付期間分は全て認められるが、申立期間の保険料を納付していたとは認められない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から平成10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年5月から平成10年3月まで

申立期間について、私は当時夫とA店を経営していたが、昭和53年5月頃にB市役所から国民健康保険料と国民年金保険料の納付書が送られてきて、店の集金を頼んでいたC銀行D支店の営業の人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。10年ほどたって集金人が来なくなつてからはC銀行D支店で保険料を納付した。国民年金手帳は夫婦共にもっていない。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人はその夫とA店を経営していたが、昭和53年5月頃にB市役所から国民健康保険料と国民年金保険料の納付書が送られてきて、店の集金を頼んでいたC銀行D支店の営業の人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、10年ほど後に集金人が来なくなつてからはC銀行D支店で保険料を納付したとしている。しかしながら、一緒に保険料を納付したとするその夫は国民年金の加入歴が無く、申立人とその夫は国民年金手帳をもっていないとしている上、申立人は国民年金への加入場所及び保険料の納付方法などの記憶が明確でなく、国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険記号番号が付番されており、申立期間は国民年金の未加入期間と推認され、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は、239 か月と長期間であり、行政機関において長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年10月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月から14年3月まで
私は平成13年末に夫と婚約し、その当時、私の国民年金保険料について、まだ納付していなかった分を夫が負担してくれて、夫と一緒にA区役所に行って納付した。申立期間の保険料はその時に納付したと思う。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年末にその夫と婚約し、その当時、申立期間の国民年金保険料について、その夫と一緒にA区役所で納付したと思うとしている。しかしながら、当該保険料納付について、申立人は納付した金額及び具体的な納付時期の記憶が明確でなく、また、その夫は、5万円以上納付した記憶があるとしているものの、納付した月数及び具体的な納付時期について記憶が明確でないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から 57 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 女
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 25 年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和 56 年 1 月から 57 年 11 月まで
私は、昭和 55 年 6 月に会社を退職した後の 56 年 1 月から国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を昭和 56 年 1 月から納付したとしているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付状況についての記憶が曖昧であり、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金の資格取得日はオンライン記録によると昭和 57 年 12 月 1 日である上、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から 57 年 11 月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間は遡って保険料を納付する期間であるが、申立期間を含む 55 年 6 月から 57 年 11 月までの期間については、平成 5 年 9 月 8 日に追加訂正されたことにより未納期間となったものであり、訂正されるまでは、申立期間は未加入期間で保険料を納付できない期間であったと推認される。

さらに、国民年金の資格取得日が昭和 57 年 12 月 1 日から 55 年 6 月 1 日に変更された時点（平成 5 年 9 月）では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

平成元年3月以前は、私は学生であったので国民年金保険料を納めることができなかった。元年度及び2年度は保険料の免除申請書を当該年度が始まる前に、A市役所に郵送しているの、申立期間が免除期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年度及び2年度の免除申請書をそれぞれ当該年度が始まる前にA市役所に郵送したと申し立てているが、申立人は、国民年金の加入手続及び免除申請についての記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成3年10月頃に払い出されたと推認されることから、その時点では、申立期間の免除申請を遡って行うことはできなかったと考えられる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間について免除申請書を提出したこと、及び免除の承認を受けたことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から47年3月まで

会社を辞める際に、担当者から「厚生年金保険は今日で終わりだが、将来のことを考えて国民年金に加入した方が良い。」と勧められたので、退職後の昭和45年3月頃、又は同年4月の初め頃にA市役所で国民健康保険と国民年金に加入した。保険料は同市役所で毎月納付し、当初は印紙のようなものを貼っていた記憶がある。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞める際に、担当者から「厚生年金保険は今日で終わりだが、将来のことを考えて国民年金に加入した方が良い。」と勧められたので、退職後の昭和45年3月頃、又は同年4月の初め頃にA市役所で国民健康保険と国民年金に加入し、国民年金保険料は同市役所に毎月納付しており、印紙のようなものを手帳に貼って納付していた記憶もあると申し立てているが、A市では44年度から納付書による保険料収納に替わっていることから、申立人の記憶は当時の取扱いと符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和48年3月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間のうち、45年4月から同年12月までの期間は時効により納付できない期間であり、46年1月から47年3月までの期間は遡って納付する期間となるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いとしている上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず

ない。

さらに、申立人が申立期間に国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの期間及び平成 4 年 8 月から 8 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで
② 平成 4 年 8 月から 8 年 8 月まで

私は、昭和 58 年 3 月頃会社を退職した後、サラリーマンの妻になったので、同年 58 年 4 月からは国民年金第 3 号被保険者に自動的に加入したか、又は元夫が保険料を納付したと思う。また、平成 4 年 8 月からは、元夫又は私が保険料を納付したはずだ。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 58 年 3 月頃会社を退職した後、同年 4 月からは国民年金第 3 号被保険者に自動的に加入したか、その元夫が保険料を納付したはずだとしている。

しかしながら、申立人が昭和 58 年 4 月に取得したとする第 3 号被保険者資格に係る制度は、61 年 4 月に導入されたものである。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 61 年 8 月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間①は、遡って保険料を納付する期間であるが、当該期間については平成 4 年 9 月 1 日に追加訂正されたことがオンライン記録により確認でき、その期間は未加入期間で保険料を納付できない期間であると推認される。

2 申立期間②については、申立人は、平成 4 年 8 月からはその元夫か申立人が国民年金保険料を納付していたはずだとしているが、申立期間の

保険料を納付したとするその元夫の当該期間の保険料は未納である。

また、申立人はその元夫とは連絡が取れないとしており、申立人自身も申立期間の保険料納付の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

- 3 申立期間①及び②については、いずれも申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 10 日から 42 年 11 月 21 日まで
年金事務所の記録では、昭和 43 年 1 月 30 日に脱退手当金を支給されたことになっているが、株式会社A（現在は、株式会社B）を辞めるとき脱退手当金をもらったことも説明を受けたことも無いので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、事業所を退職した約2か月後の昭和43年1月12日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年同月30日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和43年1月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 5 日から 41 年 10 月 1 日まで
年金事務所の記録では、昭和 41 年 12 月 5 日に脱退手当金を支給されたことになっているが、株式会社Aを辞めるとき脱退手当金をもらったことも説明を受けたことも無いので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年12月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る株式会社Aは、当時退職者のうち脱退手当金の受給希望者については事業主から委託されたB所において代理請求を行っており、当該事業所における受給記録が存する複数女性は、「代理請求を行っていた。」と供述しており、その手続も当該事業所の当時の社会保険事務手続等を行っていた担当者から聴取した手続と一致することを踏まえれば、当該事業所の回答は信用でき、申立人についても事業主から委託されたB所による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後6ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年10月の前後2年以内に資格喪失した者6人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む5人に脱退手当金の支給記録があり、うち3人が6か月以内に支給

されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月1日から39年4月14日まで
昭和36年7月1日から39年4月14日まで勤めたA株式会社での厚生年金保険料が、39年6月30日に脱退手当金として支給されたこととなっているが、この脱退手当金を受給した覚えは無い。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和39年6月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金を請求する場合、その請求以前の厚生年金保険の被保険者期間の全てを対象として請求するものとされているところ、昭和35年10月5日から36年5月27日までのB株式会社に係る期間が脱退手当金の支給対象期間となっていないが、当該事業所で取得している厚生年金保険の被保険者番号はA株式会社において取得した被保険者番号とは別番号であること、申立人も「当時、B株式会社において厚生年金保険に加入していたことは知らなかった。」と述べていること等から同期間の請求を失念した可能性も考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 7 月 22 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 31 年 8 月 1 日から 34 年 11 月 26 日まで

年金事務所の記録では、昭和 35 年 7 月 30 日に脱退手当金を支給された記録になっているが、A株式会社退職時に脱退手当金をもらったことも説明を受けたことも無いので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②の厚生年金保険被保険者記号番号は、事業所を退職した約 8 か月後の昭和 35 年 8 月 2 日に重複整理の手続がとられたことが厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されており、申立期間の脱退手当金が同年 7 月 30 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人のA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 8 か月後の昭和 35 年 7 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から32年10月1日まで
平成10年に国民年金を受けるために社会保険事務所(当時)に相談に行った際に、A組合に勤務した期間が、脱退手当金を受給したことになることを知った。しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いし、同制度そのものを知らなかった。また、同組合を退職して間もなく夫の勤務先であるB地へ引っ越したので、郷里にはいなかった。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA組合に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和33年2月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和33年2月27日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、その後厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 10 月 11 日から 35 年 4 月 10 日まで
② 昭和 35 年 8 月 10 日から 36 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 1 月 1 日から 39 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 39 年 2 月 1 日から 40 年 2 月 1 日まで

年金事務所の記録では、昭和 40 年 10 月 5 日に脱退手当金を支給された記録になっているが、A社を退職したとき、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間④に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 8 か月後の昭和 40 年 10 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である 4 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 1 日から 41 年 1 月 1 日まで
平成 22 年 9 月頃、脱退手当金を受給したかどうかの確認についてはがきが届き、初めて脱退手当金の受給を知った。脱退手当金を受給した覚えが無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の昭和 35 年 12 月 1 日から 39 年 4 月 1 日までに厚生年金保険被保険者資格を取得した女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である 41 年 1 月 1 日の前後 1 年以内に資格喪失した者 22 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、18 人に脱退手当金の支給記録があり、うち 11 人が約 6 か月以内に支給されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 41 年 1 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 1 日から 38 年 6 月 9 日まで
日本年金機構から届いた通知により、昭和 34 年 7 月 1 日から 38 年 6 月 9 日までの加入期間が脱退手当金として 38 年 12 月 25 日に支払われていることを知った。当時は脱退手当金の制度も知らず、A株式会社を退職した時に脱退手当金を受け取った記憶も無いので、厚生年金保険の記録と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金はその支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 38 年 12 月 25 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人は申立期間後に再びA株式会社で被保険者資格を取得しているが、申立人の被保険者台帳記号番号は申立期間後は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案5753

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月1日から39年2月25日まで
A株式会社に勤務していた期間の厚生年金保険料が、昭和39年5月25日に脱退手当金として支給されたことになっているが、この脱退手当金を受給した覚えは無い。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月後の昭和39年5月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 1 日から 41 年 9 月 10 日まで

日本年金機構からはがきが届き、A所の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金として支給されていることを知った。株式会社Bを退社した後、C社会保険事務所（当時）へ行き、2枚あった被保険者証を1枚にしてほしいと申し出たことを記憶しているが、脱退手当金を受給した記憶は無い。また、脱退手当金が支給されたこととなっている頃は新築した家のローンもあったので、9,600円の一時金を受け取ってれば、記憶に残るはずである。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Bを退社した後、C社会保険事務所へ行き、A所に係る厚生年金保険被保険者証と株式会社Bに係る厚生年金保険被保険者証を2枚提出したと供述しているが、A所における被保険者期間に係る被保険者記号番号（*）と、株式会社Bにおける被保険者期間に係る被保険者記号番号（*）は、平成16年5月に基礎年金番号に統合されるまで重複取消されていないことから、同事務所で受理された被保険者証は1枚であったと推認できる。

また、申立人は、「2つ入っている保険のうち、1つを解約しようと思った。」と供述しているほか、申立人が現在も所持しているのは株式会社Bに係る厚生年金保険被保険者証のみであること、同社における被保険者期間は16か月であり、当該期間のみでは脱退手当金の受給要件を満たせないこと、及び同社を管轄するのはD社会保険事務所であり、A所を管轄するのはC社会保険事務所であったこと等を踏まえると、申立人が、A所を管轄するC社会保険事務所において同社に係る被保険者証を提出した際

に、脱退手当金の請求手続がなされた可能性がうかがえる。

さらに、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱退 45.5.16」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 1 日から 42 年 8 月 24 日まで
年金記録を確認したところ、A会及びB所における厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金として支給されたことになっていたが、自分が脱退手当金を請求、受給したのは株式会社Cにおける被保険者期間のみであるので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間の脱退手当金が昭和 45 年 12 月 8 日に支給決定されているところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びB所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、支給決定日の近接する時期において氏名変更されており、当該脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間前の9年間の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 9 月 20 日から 37 年 12 月 3 日まで
オンライン記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金を受給した記録になっているが、私は、脱退手当金の制度があること自体も知らなかったし、脱退手当金を請求したことも受領したことも無い。申立期間の厚生年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和38年3月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立事業所から提出された従業員の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄には、「脱手請求 37.12.26」と記載されており、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金の支給を受領していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 6 月 11 日まで
② 昭和 38 年 11 月 12 日から 39 年 5 月 31 日まで
③ 昭和 39 年 6 月 3 日から 40 年 8 月 26 日まで
④ 昭和 42 年 10 月 16 日から 44 年 1 月 26 日まで

日本年金機構から届いた年金記録の通知を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入期間が脱退手当金を受給したことになっている。

しかし、当時、脱退手当金制度があったことは知らなかったし、脱退手当金については請求したことも、受け取った覚えも無いので、申立期間の脱退手当金支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最後の事業所である株式会社Aの事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①から④までの全期間を対象として計算されており、当該事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和44年5月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 12 月 7 日から 44 年 3 月 16 日まで
② 昭和 44 年 5 月 16 日から 45 年 8 月 7 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、申立期間の事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金を請求したことも、受給した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和45年11月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 34 年 5 月 1 日から 36 年 2 月 1 日まで

日本年金機構より、A所を退職した後に、A所とB株式会社の期間について脱退手当金を受け取っているとのはがきを送られてきた。私はそのようなものを受け取った記憶が無い。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務していたA所において、脱退手当金の受給権がある同僚 17 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、12 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、うち 11 人が6か月以内に支給されている上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りが無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の昭和 36 年 2 月 1 日から約 1 か月後の同年 3 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 11 日から 39 年 7 月 14 日まで
② 昭和 41 年 3 月 11 日から 44 年 11 月 25 日まで
年金事務所の記録では、昭和 45 年 1 月 16 日に脱退手当金を受領した
ことになっているが、株式会社Aを辞めるとき、脱退手当金の制度の説明を聞いたことも無く、また受領した記憶も無いので、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立期間の脱退手当金支給決定日は、昭和 45 年 1 月 16 日であることが確認できるところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には、脱退手当金支給決定日の 8 日後である同年 1 月 24 日に、旧姓から新姓に氏名変更訂正がなされていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて、氏名変更手続が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていることが確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月1日から40年3月22日まで
② 昭和40年3月22日から41年12月30日まで

日本年金機構の説明によれば、申立期間について脱退手当金を受け取っているとのことであったが、受け取った記憶は無い。

第三者委員会で調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A（現在は、B株式会社）に係る同僚は、「申立期間当時経理担当者から脱退手当金の説明があり、手続をお願いした。」と証言しており、当該事業所において、代理請求が行われていたことがうかがえる。

また、申立人の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月半後の昭和42年6月17日に支給決定されているなど、事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年8月7日から31年4月1日まで
平成21年7月頃、社会保険事務所(当時)において、私の年金記録を確認した際、申立期間については、脱退手当金を受け取っていると担当者から説明を受けた。しかし、受け取った記憶は無く、当該記録に納得がいかない。

第三者委員会で調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aに勤務していた同僚の中には、申立人と資格喪失日及び脱退手当金の支給決定日が同日である者がいることがオンライン記録により確認できる上、申立期間当時は、通算年金制度前であったことを踏まえると、当該事業所により代理請求手続が行われていた可能性があったと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、給付種類「脱手」、支給(開始)年月日「31. 5. 8」と記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日から約1か月後に支給決定されているなど、事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月 15 日から 37 年 4 月 1 日まで
② 昭和 37 年 4 月 1 日から 41 年 10 月 29 日まで
日本年金機構から届いた通知を確認したところ、昭和 35 年 11 月 15 日から 41 年 10 月 29 日までの厚生年金保険加入期間が脱退手当金を受領した記録となっている。しかし、当時、脱退手当金という制度は知らず、当然、受け取った記憶は無い。脱退手当金を受領した期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間の脱退手当金支給決定日は、厚生年金保険被保険者資格喪失日の約 4 か月後の昭和 42 年 2 月 20 日であることが確認できるところ、申立人に係る事業所別被保険者名簿には、資格喪失日の約 20 日後である 41 年 11 月 18 日に、旧姓から新姓に氏名変更訂正がなされていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて、氏名変更手続が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の事業所別被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が押印されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受領していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 22 日から同年 9 月 21 日まで
② 昭和 44 年 9 月 22 日から 47 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 47 年 5 月 1 日から 49 年 6 月 21 日まで

昨年、年金事務所からはがきが届き、年金記録のうち、株式会社AとB株式会社の記録は、脱退手当金として処理されているという内容だった。私は、結婚し、子供を授かったので、昭和 49 年 6 月に退職をした。その時に、会社からは脱退手当金の説明は無く、そのはがきが届くまで、脱退手当金という言葉さえ知らなかった。私は、脱退手当金を受領していないと思うので、記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、昭和 51 年 7 月 6 日付けでC社会保険事務所（当時）において受け付けられた脱退手当金裁定請求書により、同年 11 月 19 日付けで申立人に支払われていることが確認できるとともに、当該裁定請求書の氏名欄及び受領書には申立人の氏名及び押印が確認できる。

また、前述の脱退手当金裁定請求書における請求期間は、申立期間と一致しており、支給額にも計算上の誤りは無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 28 日から 37 年 7 月 11 日まで
② 昭和 40 年 9 月 1 日から 43 年 2 月 5 日まで

A株式会社B所に最初に勤務した被保険者期間及び株式会社Cに勤務した被保険者期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る株式会社Cの健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る資格喪失日から約7か月後の昭和43年9月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、資格喪失日（昭和43年2月5日）以後の昭和43年4月25日付けで旧姓から新姓に氏名変更されており、併せて株式会社Cで払い出された厚生年金保険記号番号(*)が重複取消され、A株式会社B所の厚生年金保険記号番号(*)に統合されており、申立期間の脱退手当金が同年9月11日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更及び重複整理が行われたと考えるのが自然である。

さらに、脱退手当金の支給決定日が通算老齢年金制度発足後であるにもかかわらず、申立人は平成8年6月5日に国民年金の第3号特例納付の届出を行い昭和61年10月以後の記録はあるものの、同年9月以前に納付記録は無く、株式会社C退職時に将来において年金を受給する意思を有していたとは考え難い。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月 1 日から 42 年 3 月 16 日まで
厚生労働省の記録によれば、昭和 43 年 12 月 20 日に申立期間に係る厚生年金保険の脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

また、申立人に係る「厚生年金保険脱退手当金支給報告書」には申立人の氏名が記載されているとともに、オンライン記録における脱退手当金の支給日と一致する昭和 43 年 12 月 20 日の日付、支給額と一致する 9,022 円の金額が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 1 日から 49 年 5 月 2 日まで
申立期間は脱退手当金が支給された記録になっているが、私は受給した記憶が無い。脱退手当金を受給したとされている期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は法定支給額と一致している上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和49年9月13日に支給決定されており、申立期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示があるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月 13 日から 48 年 4 月 15 日まで
② 昭和 48 年 6 月 1 日から 52 年 11 月 1 日まで
厚生年金保険の記録では、申立期間①（A株式会社）及び②（B所）で勤務した期間の厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金として支給されたことになっているが、自分は脱退手当金を請求したことも受け取ったこともないので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB所に係る脱退手当金は、支給額も適正である上、申立期間に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを表す「脱」の記載が確認できることなど、一連の事務手続に不自然さはない。

また、申立人は当時、通算年金制度を知らなかったと供述しており、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が、脱退手当金の支給決定当時、受給しない明確な意思を有していたとは考え難い上、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 1 日から 40 年 10 月 11 日まで
年金受給の手続のときに、脱退手当金を受給しているといわれたが、私は厚生年金保険に加入していることを知らなかった。日本年金機構からはがきが来たので、改めて調査をしてもらいたいと思い、申立てをした。私の厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された、脱退手当金裁定請求書には、A 社会保険事務所（当時）の受付印（昭和 43 年 12 月 19 日）の押印、申立人名の記入及び押印がされており、申立期間に係る事業所名、所在地及び勤務期間が記され、記載内容に疑義は認められない上、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、受付から支給決定されるまでの一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人に聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月 12 日から 40 年 4 月 27 日まで
② 昭和 40 年 9 月 1 日から 41 年 9 月 29 日まで
③ 昭和 43 年 8 月 20 日から同年 10 月 23 日まで

国（厚生労働省）からののがきの記録では、申立期間①のA株式会社、②のB株式会社、③のC株式会社に勤務していた期間が、脱退手当金支給済期間となっているが、私は脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間③に勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを示す、「脱」表示の記載があり、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 43 年 10 月 23 日）から約 4 か月後の 44 年 2 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から57年6月まで

A職として、株式会社B（現在は、C株式会社）入社当時の1年間、基本給のみで18万円あり、そのほかに時間外手当、家族手当、通勤手当が10万円以上あったのに、標準報酬月額が18万円のままになっているのはおかしいので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、株式会社Bに勤務していた複数の元同僚は、「自分の標準報酬月額は、事実と相違していない。」と回答している上、A職歴26年の元同僚Dは、「申立人の標準報酬月額は、残業手当や休日手当が含まれた価格の基本給であって、30万円になるときもある。会社が基本給を標準報酬月額として決めたことだと思う。」と供述している。

また、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の資格取得日（昭和56年7月16日）における賃金支払額が17万6,000円と記載されており、厚生年金保険の標準報酬月額とおおむね一致することが確認できる。

さらに、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等はない上、事業主は「当時の賃金台帳等の関係書類等は保存されておらず、申立内容については不明。」と供述していることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について、確認することができない。

加えて、オンライン記録及び元同僚への照会により、申立期間当時、申立人と同じ職種であったと回答している複数の元同僚の標準報酬月額は、

申立人と同額又は、ほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが元同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月 29 日から 52 年 9 月 3 日まで

夫のAが、B区にあったC株式会社に勤務していた時の厚生年金保険の記録は、昭和 52 年 9 月 3 日からとなっていて、それ以前の申立期間の加入記録が無い。夫は、平成*年*月に亡くなり、当時の知人3人も既に亡くなっており、夫が亡くなって*か月の時に火災に遭ったので、資料は何も無くなってしまった。私が覚えていることでは、夫が昭和 50 年の暮れにDで入院して、その時に、傷病手当金をもらった記憶がある。申立期間について、調査して、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C株式会社のE事業を現在承継している株式会社Fからは、「申立人は、昭和 49 年 9 月頃からG職（出来高払の外注委託者）としてC株式会社に勤務し、52 年 9 月 3 日に嘱託社員として入社、60 年 8 月 16 日から平成 8 年 7 月 31 日まで正社員として勤務し、同日から半年間、嘱託社員として勤務して9年1月31日に退社した。」と回答しており、申立期間において同営業所に勤務していたことはうかがえるものの、同時に「申立期間については、外注業者なので、厚生年金保険への加入の届出を行っておらず、申立期間の保険料を控除していない。」と回答している。

また、株式会社Fから提出された申立期間に係るG職料の支払台帳によると、申立人は、昭和 49 年 9 月から 50 年 1 月までの期間及び 52 年 6 月から同年 9 月までの期間について、G職料の現金支払を受けていること

が確認できるとともに、申立人が嘱託社員となった後の同年 10 月以降は、申立人に対する G 職料の支払が無くなっていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、C 株式会社 H 所で労務課長であった同僚は、「申立人の当時の事業所での待遇は、外注扱いで請負契約であった。その後、嘱託社員となって、後日、正社員となった。」と供述しており、I 係をしていた同僚も、「私が入社した昭和 50 年 7 月当時、申立人は、請負の仕事をしてたと記憶している。」と供述している。

加えて、事業所が当時加入していた J 基金から提出された厚生年金基金加入員台帳によると、資格取得日が昭和 52 年 9 月 3 日となっており、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿の申立人の資格取得日と一致している。

なお、申立人の C 株式会社に係る雇用保険の被保険者記録によると、資格取得日が昭和 52 年 12 月 10 日、離職日が平成 9 年 1 月 31 日となっており、これに基づいて、申立人は、同社離職後に雇用保険の失業給付を同年 3 月 10 日から受給していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案5778

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月1日から7年6月1日まで
A区B地で営んでいたC業を廃業した後、平成元年12月1日から7年5月31日まで有限会社D（商業登記簿では、有限会社E）という会社で勤務し、Fでの仕入れや配達などを行っていた。
しかし、厚生年金保険の記録には、この会社の被保険者だった期間の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Eの元取締役（事業主の妻）の供述及び雇用保険の被保険者記録から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、同社は、平成9年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、前述の元取締役は「申立期間当時に代表取締役だった夫は、既に亡くなっているが、会社設立後、平成9年8月1日までは厚生年金保険の適用事業所ではなかった。このため、申立期間当時は、夫も私も国民年金に加入しており、申立人が厚生年金保険に加入しているわけではない。雇用保険は従業者の全員が加入していたが、適用事業所になる前に、厚生年金保険料は控除していない。」と供述している。

さらに、同社の元取締役の一人は、「申立人が勤務していた当時、私はまだ社員だったが、会社が厚生年金保険の適用事業所になるまでは、国民年金と国民健康保険組合に加入をしており、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、昭和39年4月から60歳到達日前月の平成6年*月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月 16 日から同年 10 月 1 日まで
昭和 61 年 1 月 16 日から同年 10 月 1 日まで、株式会社A（又は関連会社の株式会社B）に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間当時株式会社Aにおいて勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業主（現在は、株式会社C）は「当時の書類が無く、申立人の勤務状況等は不明である。」と回答している。

また、当時、株式会社A及び株式会社B両社の給与計算をしていたとする会計事務所の税理士で、同社監査役であった者は「出入りの多い会社だったので、すぐに辞める者を除き、店長の判断で社会保険に加入させるか決めていた。」と供述している。

さらに、申立人は国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和 61 年 3 月 10 日に国民年金手帳記号番号の払出を受けたことが確認できる上、雇用保険受給資格者証から、同年 5 月 8 日に直前の勤務に係る受給資格に基づく基本手当を受給した後、同年 8 月 6 日に別の事業所に就職したことも確認できる。

加えて、株式会社A及び株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、申立期間に整理番号の欠番も無い上、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 29 日から 46 年 12 月 1 日まで
A 株式会社に入社し、会社から同じ条件で B 株式会社へ異動を指示された。昭和 45 年 4 月の入社から 47 年 7 月の退社まで継続して勤務しているのに、厚生年金保険の記録に空白があることに納得できない。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は B 株式会社昭和 46 年 9 月 26 日から 47 年 6 月 30 日まで勤務していたことが確認できる上、申立人とともに A 株式会社から B 株式会社へ異動した同僚は、申立人は申立期間も継続して勤務していたと供述している。

しかし、オンライン記録等では、B 株式会社は厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 46 年 12 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人が記憶していた上記同僚を含む同僚 3 人は、申立人と同時期に A 株式会社から B 株式会社へ異動しているが、申立人と同様に当該異動時期から B 株式会社は適用事業所となるまでの期間において、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに両申立事業所の事業主等は、申立期間当時の資料が無いことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除等については不明としている上、同僚からも、申立期間の保険料の事業主による給与からの控除について具体的な供述を得られないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

加えて、事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集してきた関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで
株式会社A（現在は、株式会社B）C支店を昭和 60 年 6 月 30 日に退職したので、申立期間を同社で厚生年金保険被保険者であった期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bが保管している社員台帳、D基金（現在は、E基金）の加入員台帳及び申立人が保管しているD基金加入員証並びに雇用保険の記録等から、申立人がAのC支店を昭和 60 年 6 月 29 日に退職したことが確認できることから、申立人の申立期間に係る勤務実態について、確認することができない。

また、株式会社Bは、「A（当時）では、自己都合離職者の場合、月末が公休日のときは直近の勤務日を離職日としていた。昭和 60 年 6 月 30 日は日曜日なので、申立人の離職日は 6 月 29 日となり、厚生年金保険被保険者資格喪失日を 6 月 30 日と届け出たと思う。60 年 6 月の厚生年金保険料は、申立人の給与から控除していないと思う。」と回答している。

さらに、申立期間当時に株式会社AのC支店において厚生年金保険被保険者であった複数の者から回答を得たが、申立期間に係る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたとの供述を得ることはできなかった。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されたことがうかがわれる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。